

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

### 規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則

（建築宅地課）

一

### 告 示

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（障害福祉課）

三

○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定

（農村整備課）

三

○保安林の指定の解除の予定

（森林整備課）

七

○道路占用料規程の一部を改正する告示

（道路課）

七

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

（会計課）

七

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

（税務課）

八

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

八

### 宮城海区漁業調整委員会

○仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限

八

○流し網漁業等の制限

九

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

### ○宮城県規則第百一号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十七年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「本籍地（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名）、住所」を削り、同条第三号中「合格した年月日」を「合格した年月」に改め、同条第四号中「又は業務停止」を「、業務停止又は免許の取消し」に改め、同条に次の二号を加える。

五 法第二十二條の二に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

六 法第二十四條第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第四条第一項中「（住所に変更を生じた場合を除く。）及び」。ただし、本籍地の変更を生じた場合で同一都道府県内の変更のときは、この限りでない」を削り、同条第二項中「書き添えて」を「書き換えて」に改める。

第九条の二の次に次の一条を加える。

（名簿の閲覧）

第九条の三 法第六條第二項の規定による名簿の閲覧は、土木部建築宅地課においてするものとする。

2 前項の名簿を閲覧しようとする者は、名簿閲覧簿（様式第七号の九）に記入しなければならない。

3 名簿の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。

4 宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第十号）第一条第一項に規定する県の休日は、

閲覧所を閉鎖する。

5 名簿の閲覧は、無料とする。

第十条を削り、第十条の二を第十条とし、第十条の三を第十条の二とする。

第十二條第二項中「第十五條の十七第一項」を「第十五條の六第一項」に改める。

第十四條第一項第三号中「五・五センチメートル、横四センチメートル」を「四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

第十七條第一項中「第十五條の十七第二項」を「第十五條の六第二項」に改め、同条第二項第一号

中「又は寄附行為」を削り、同項第十号中「第十五條の十七第五項」を「第十五條の六第三項」に

、「第十五條の六第一項」を「第十五條の三第一項」に改め、同項第十一号中「第十五條の十七第五項」

を「第十五條の六第三項」に、「第十五條の三第二項第四号イ又はロ」を「第十条の五第二項第四号

イ又はロ」に改める。

第十八條中「第十五條の十七第五項」を「第十五條の六第三項」に、「第十五條の四第一項」を「第

十条の六第二項」に改める。



附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十一月二十八日から施行する。ただし、第十七条第二項第一号の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。  
 (経過措置)

2 改正前の建築士法施行細則の規定による様式第一号、様式第三号及び様式第四号は、当分の間、改正後の建築士法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第七十号

障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号(第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二七〇〇二三〇	事業所の名称及び所在地	特定非営利活動法人これから会 黒川郡大郷町中村字屋敷前 百・八	設置者名	特定非営利活動法人これから会	廃止年月日	平成二十年三月三十一日
-------	-----------	-------------	---------------------------------------	------	----------------	-------	-------------

○宮城県告示第七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業三輪田地区について樹立する換地計画に關し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地は定めない土地として指定した。

平成二十年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地積を特に減じて換地を定める土地

市町村名	石巻市	大字	三輪田	字	上新田	地番	一・二	地目	田	用途	田	地積㎡	一三七	特に減する地積㎡	五〇
------	-----	----	-----	---	-----	----	-----	----	---	----	---	-----	-----	----------	----

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	谷津	後遠堀	同	同	上中新田	竹ノ迫	同	新田待井	同	同	右近田	同	土居上	同	同
一六六・一	一六二・五三	一六二・三九	一六二・三五	一六二・三二	一六二・三〇	一四	一七・一	一四・二	一・三	八・三	二九・一	七	三八・二	二二・一	一六・一	二二・一	二二	二五	六
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
二五八	九四一	九〇九	四九五	二〇四	一四一	一、〇三九	一、五七二	五二七	四四〇	七四四	三三三	一、〇二二	六一六	三三四	三七九	八三八	一、〇二六	一、〇一八	一、三九一
一九九	七二	二四	一三	三三	八七	六七八	四六	四七三	三九	三四	八〇	五五	三八九	三九	三八	三九四	一一一	一九一	二五六

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	中六条	同	同	堀ノ内五百刈	六条	同	同	迎田	同	同	田切	後田	同	同	同	同	下中新田	同	同
二二、一	八、二	三四、四	六	三	二四、一	二二、一	一一、一	七、一	一六、一	二二、一	七、二	一一、一	四一、一	一八、三	一七、二	一六、二	二三	二二、九	二二、八
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
九、七二六	一三、〇四四	七四	五三四	四二一	二八八	五八九	三七八	八六四	四二六	八〇三	六二八	五八二	八〇〇	三七五	九七四	三五二	六〇三	五〇〇	六九一
一五	四〇五	三〇	三九七	一三一	二五	二〇九	二二七	一〇六	一七八	六二一	五〇	四五五	二八四	三三一	四九三	一九八	五五一	二八一	六一八

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	長夫喰上	同	同	同	寺待井	同	同	同	江越	同	豊前田	同	同	同	蛭田	同	同
二二	一九	五	二、一	四一	三三、一	一九、二	七、一	四八	四五、一	三三、一	二一、一	三四、一	二〇、一	一七、一	一一	九、三	一	五〇、四	四七、一
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
一、〇三六	一、〇一九	六五〇	四一五	九二二	三三〇	六五八	二、三九六	六七	二、七二五	二、九三〇	二、四六六	一、〇三八	五、三七六	二六六	三、三三四	七六九	一五五	四、八四九	四〇五
五五	二七	一一九	一三三	五七八	二四九	五九	三七七	二	一六一	二〇五	五四五	二八	六四	八二	一四七	二九一	七七	一五七	七七

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
新寺前	同	櫻崎	同	同	同	馬場中	同	同	同	同	同	馬場下	同	同	同	同	同	長夫喰下	同
九〇	五〇・二	一〇・一	三〇・一	一八	九・三	七・一	五八・四	五六・四	三〇	二三	一九・一	九	五五・一	五一	二三・四	二三・一	一七・一	四	二六・一
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
二四九	七七二	六二二	八八三	一、〇一七	四二三	三〇一	九三四	五二五	一、〇一九	一、〇三三	九五〇	一、〇二二	五七二	一、〇二二	二五五	二五二	二九二	三三八	五二九
二三	三五一	三〇一	一六八	二七	一六九	七	四六四	三四六	一九五	一〇一	八九	三七二	八二	一四九	一九〇	一五	九九	一〇	一四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	中里沖	同	久根前上	同	同	同	久根前田待井	同	同	同	内記田	同	同	同	同	二反田	同
一七	一三・三	一三・二	一三・一	二七・一	四	三六・一	二二・一	二〇・一	八・一	七・二	七・一	一・二	一・一	三・一	二二・一	一〇・二	一〇・一	九・二	九五・一
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
一、〇二六	二七二	六五九	六一四	四八三	八六二	三七八	三四二	六四八	一、〇三七	八一五	四五七	二二八	七八五	四六四	六三六	一七七	九八一	六〇四	一七六
四〇九	八九	一八四	一三三	三七〇	六三〇	二四七	一四四	五五〇	二九一	六三六	一四六	一九八	二	二二七	三五四	四三	一九三	四三三	四九

二 換地を定めぬ土地 市町村名 大字 字 地番 地目 用途 地積 m <sup>2</sup>	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	赤柴上	赤柴下	同	同	赤柴新田	同	梅木	同	同	同	同	同	中谷地	同	同	同	同	同
	四二	三・二	二二・二	一一・一	六・一	一九	九・一	七二	六五・一	四〇	三八・二	三四・一	八・一	四九・一	四八・一	四六・一	二四・二	二四・一
	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
	二六六	三三六	一、一七六	六一〇	二五三	四三九	一七一	一八五	七八八	一、〇三一	一八五	五二〇	八二〇	五三三	四二七	一、〇三四	五二二	五二六
	三六	六二	六八	五四五	一九一	三三八	一五四	一三二	三八二	二七	六	七二	二三六	四四九	一七六	五七	一三三	七三

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	石巻市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三輪田
中里沖	廣畑沖	久根前田待井	新西待井	同	稻荷崎	同	同	櫻崎	馬場中	同	同	同	馬場下	長夫喰下	千刈田	中六条	堀ノ内五百刈	同	谷津
二五・一	四・二	七・二	七・一	一〇・一	九・二	四八・二	一二・三	一・一	九・二	五五・五	五四・一	四五・二	四〇・一	三	一八・一	四一・一	三三・一	二二二	一六二・三一
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
四六六	三三三	一一七	四九	一一九	三四一	二七六	一四三	二五〇	九一	一四八	二二八	三六	一六七	二七九	四四五	二九四	五一	五六九	一一一



その他の改正規定は平成二十年十二月四日から施行する。

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
平成二十年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 地方法人特別税の創設等に伴うシステム修正業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十年十一月七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 契約金額 三億一千五百万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項の規定により開発許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

黒川郡大衡村奥田字梅木二十四番三、二十四番四及び二十六番七の一部、同字長沢十番一の一部、十番十六の一部、十番十七の一部、十番十八、十番二十五、十番四十二、十番四十三、十番四十四の一部、十五番の一部、十六番、十番四十二地先道、十番四十三地先道、十番四十四地先道の一部、十番十八地先水路の一部、十六番地先池及び十番十八地先池、同字金沢二十一番一の一部、大衡大日向五十番一の一部、五十番九の一部、五十番十、

五十番九地先道の一部及び五十番十地先道、同字鎧沢十二番二、十二番二十一及び十二番三十四の各一部、松の平一丁目一番、二番、三番、四番、五番、六番の一部及び十一番の一部、同二丁目一番一の一部、一番十九の一部、一番二十一の一部、二番の一部、三番の一部、四番十九、十九番の一部、二十八番の一部、二十九番の一部、三十三番の一部、三十四番の一部、三十五番の一部及び三十七番、同三丁目四番十一の一部(第一工区)  
仙台市青葉区上杉一丁目二番三号  
宮城県土地開発公社

### 宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。  
平成二十年十一月二十五日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十年十二月一日から平成二十一年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則(昭和四十一年宮城県規則第七十三号)第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けた者及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域(表示は、世界測地系による。)
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分



仙台湾B区域	<p>点工 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分</p> <p>次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分</p> <p>点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分</p> <p>点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分</p> <p>点工 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分</p>
仙台湾C区域	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分</p> <p>点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分</p> <p>点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分</p> <p>点工 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分</p>
仙台湾D区域	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分</p> <p>点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分</p> <p>点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二二分</p> <p>点工 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二二分</p>

○宮城海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾（共同漁業権区域を除く。）における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどつ漁業の操業について、次のとおり制限する。

平成二十年十一月二十五日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業の届出

流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどつ漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出（様式第一号）をしなければならぬ。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出（様式第二号）をしなければならぬ。

三 操業の条件及び制限

- 1 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどつ漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。
  - (一) 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどつ漁業の漁具の敷設時間は、原則として日没から日の出までとしなければならない。
  - なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

(二) 漁具の標識

宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条の規定を遵守しなければならぬ。

2 着業状況報告書の提出の義務

二による着業の届出をした者は、操業した漁業ごとに着業状況報告書（様式第三号、様式第四号又は様式第五号）を操業期間終了後速やかに、委員会に提出しなければならない。

様式第1号

流し網，はえなわ，はもどう漁業着業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合（又は届出者）

印

下記のとおり，流し網，はえなわ，はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

通し 番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	操 業 時 期	届 出 者		着 業 業 種		
						住 所	氏 名	流し網	はえなわ	はもどう

着業業種の欄には，着業する業種（漁業）に○印を記入する。

( A 4 横 )

様式第2号

流し網，はえなわ，はもどう漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名

印

先に届出した内容について，次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 船 名 \_\_\_\_\_ 丸，（漁船登録番号 \_\_\_\_\_ ）
- 2 届出した着業業種 流し網，はえなわ，はもどう  
（ 届出している業種（漁業）に○印を記入する。）
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
4 変更の理由		

( A 4 縦 )

様式第3号

流し網漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名  
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名	乗組員数	人
船名	目合：	寸 分 (cm)
漁船登録番号	-	1 張り当たりの総延長： m
総トン数	トン	1 張り当たりの使用反数： 反
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規 模 総 使用 張 り 数： 張り ( 何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	その他	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他		

所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第4号

はえなわ漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名  
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名	乗組員数	人
船名	はえなわ	1 張り当たりの総延長： m
漁船登録番号	-	1 張り当たりの使用針数： 本
総トン数	トン	総 使用 張 り 数： 張り
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規 模 ( 何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	その他	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他		

所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所 属 漁 協 名		乗組員数	人	
船 名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用どろ数:	個	
総 ト ン 数	トン	規 模 の 規	総 使 用 張 り 数:	張り
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット 式		( 何張り敷設しているか記入する。 )	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		まなご	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁 具 費	燃 料 費	経 費 (千円)		経費合計 (千円)
		人 件 費	その他 ) ( )	

所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

( A 4 縦 )